報告第１９号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成２６年８月２８日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

専決処分書

専決第２号

専決処分書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次の事件を専決処分する。

平成２６年７月２５日専決

亀山市長　　櫻　井　義　之

学校部活動による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

１　事故原因及び状況

平成２６年４月２４日午後２時２０分頃、亀山中学校ソフトボール部の練習時、生徒の打ったソフトボールがフェンスを越え、相手方車両を破損させた。

２　相手方住所及び氏名

[redacted]

３　損害賠償の額

１１８，１１０円